

全 員 協 議 会

令和7年8月25日（月）

○ 議 題

1. 教育委員会委員の任命について（資料No.1） 「学校教育課」
 - ・ 任期満了となる教育委員の任命

2. 専決処分報告について
 - ・ 損害賠償の額の決定及び和解について（資料No.2-1） 「学校教育課」
 - ・ 損害賠償の額の決定及び和解について（資料No.2-2） 「土木建設課」

3. 専決処分報告について
 - ・ 令和7年度 一般会計補正予算（第3号）（資料No.3） 「財政課」

4. 条例議案について（資料No.4） 「総務課」
 - ・ 江津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について 外4件

5. 令和7年度補正予算の概要について（資料No.5-1） 「財政課」
 - （資料No.5-2） 「水道課」
 - （資料No.5-3） 「下水道課」

6. 物価高騰対策費について（資料No.6）
 - 「高齢者障がい者福祉課」 「農林水産課」 「水道課」 「下水道課」

7. 仮称西部統合小学校建設事業について（資料No.7） 「学校教育課」

8. 令和6年度決算の認定について（資料No.8-1） 「会計課」
 - （資料No.8-2） 「水道課」
 - （資料No.8-3） 「下水道課」

9. 財政健全化法に基づく健全化判断比率（4指標）の報告について（資料No.9） 「財政課」

教育委員の候補者について

【 候 補 者 】

おしごえ あきこ
押越 明子

【 履 歴 】

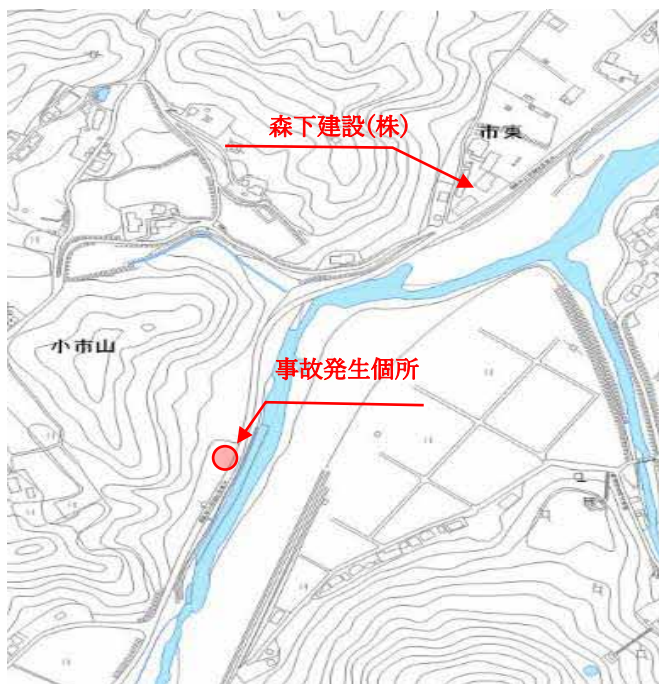
【現在の役職】

専決処分について

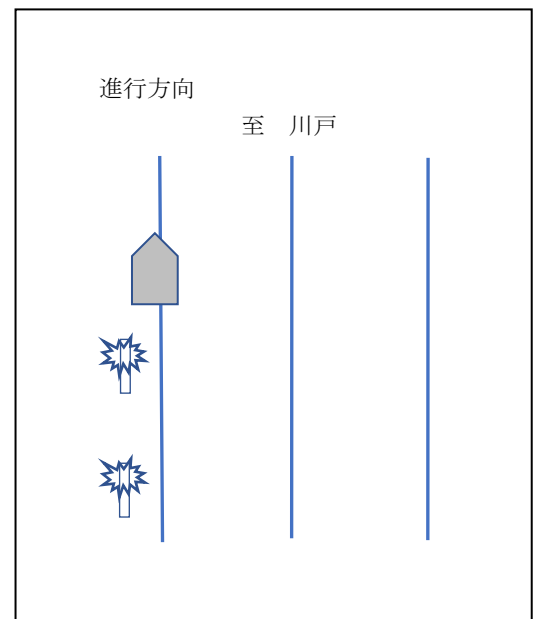
(車両事故の損害賠償報告)

1. 事故発生日時	令和7年5月3日(土) 午後2時10分頃
2. 事故発生場所	江津市桜江町市山 (県道桜江金城線)
3. 事故の状況	スクールバス運行中にハンドル操作を誤り、路肩に設置された視線誘導標を破損させた。
4. 当方の過失率	100%
5. 損害賠償の額	93,500円
6. 示談日	令和7年7月14日
7. 専決処分日	令和7年7月14日

位置図



事故状況図



専決処分について

(車両事故の損害賠償報告)

1. 事故発生日時	令和7年6月28日(土) 午前 9時30分頃
2. 事故発生場所	江津市桜江町田津 市道川戸渡田線
3. 事故の状況	当該車両が、川越方面から川戸方面へ走行中、路上の落石に接触し、車両右側後輪のタイヤがパンクした。
4. 当方の過失率	30%
5. 損害賠償の額	5,979円
6. 示談日	令和7年7月31日
7. 専決処分日	令和7年7月31日

位置図



事故状況図



令和 7 年 度

8月 18 日専決補正予算

予算のあらまし 及び事業概要



令和7年度 江津市補正予算総括表

8月18日専決補正予算

単位:千円

会 計 別		補正前の額	補正額	補正後計	令和6年度 同期補正後 予算額	比較増減	増減率 (%)
一 般 会 計		19,092,413	51,650	19,144,063	17,773,364	1,370,699	7.7
特 別 会 計	国民健康保険事業	3,009,141		3,009,141	3,172,377	△ 163,236	△ 5.1
	国民健康保険診療所事業	1,547		1,547	1,531	16	1.0
	後期高齢者医療事業	866,523		866,523	870,217	△ 3,694	△ 0.4
	小 計	3,877,211	0	3,877,211	4,044,125	△ 166,914	△ 4.1
合 計		22,969,624	51,650	23,021,274	21,817,489	1,203,785	5.5

令和7年度 一般会計補正予算(第3号)総括表

8月18日専決補正予算

歳 入

単位:千円

款	補正前の額	補正額	補正後計	備 考
1. 市 税	2,824,141		2,824,141	
2. 地方譲与税	170,000		170,000	
3. 利子割交付金	2,000		2,000	
4. 配当割交付金	10,000		10,000	
5. 株式等譲渡所得割交付金	10,000		10,000	
6. 法人事業税交付金	45,000		45,000	
7. 地方消費税交付金	530,000		530,000	
8. 環境性能割交付金	9,000		9,000	
9. 地方特例交付金	13,500		13,500	
10. 地方交付税	6,280,000		6,280,000	
11. 交通安全対策特別交付金	2,000		2,000	
12. 分担金及び負担金	95,416		95,416	
13. 使用料及び手数料	206,023		206,023	
14. 国庫支出金	2,790,625	6,670	2,797,295	
15. 県支出金	1,243,064		1,243,064	
16. 財産収入	35,821		35,821	
17. 寄 付 金	613,351		613,351	
18. 繰 入 金	1,646,506	8,680	1,655,186	
19. 繰 越 金	10,000		10,000	
20. 諸 収 入	756,266		756,266	
21. 市 債	1,799,700	36,300	1,836,000	
歳 入 合 計	19,092,413	51,650	19,144,063	

歳 出

単位:千円

款	補正前の額	補正額	補正後計	備 考
1. 議 会 費	137,585		137,585	
2. 総 務 費	3,289,307		3,289,307	
3. 民 生 費	5,834,290		5,834,290	
4. 衛 生 費	1,767,919		1,767,919	
5. 労 働 費	49,294		49,294	
6. 農林水産業費	717,009		717,009	
7. 商 工 費	366,534		366,534	
8. 土 木 費	2,340,840		2,340,840	
9. 消 防 費	726,229		726,229	
10. 教 育 費	1,835,622		1,835,622	
11. 災害復旧費	300	51,650	51,950	
12. 公 債 費	2,017,484		2,017,484	
13. 予 備 費	10,000		10,000	
歳 出 合 計	19,092,413	51,650	19,144,063	

令和7年度 8月18日専決補正予算 歳入の概要

単位:千円

款	補正前	補正額	補正後	歳入の主なもの	
14 国庫支出金	2,790,625	6,670	2,797,295	公園等災害復旧事業費負担金(現年)	6,670
18 繰入金	1,646,506	8,680	1,655,186	財政調整基金繰入金	8,680
21 市債	1,799,700	36,300	1,836,000	現年発生農業用施設災害復旧事業	1,000
				現年発生林道災害復旧事業	2,800
				現年発生公共土木施設等災害復旧事業	32,500
合 計		51,650			

令和7年度 8月18日専決補正予算 市債の内訳

単位:千円

節名称	市債の内訳					予算額の内訳											
	説明名称	分類番号	補正前	補正額	補正後	1.公共事業等	2.公営住宅建設	3-1.災害復旧・単独	3-2.災害復旧・補助	4-2.一般補助施設整備等	5.一般単独(5-3~6は内書き)					6.辺地対策	7.過疎対策
											5.一般単独計	5-3.内緊急防災	5-4.内公共施設等	5-5.内緊急自然災害	5-6.内緊急浸透		
総務債	過疎対策事業(ソフト事業)	7	96,500		96,500												96,500
	地域コミュニティ交流センター整備事業	7	5,100		5,100												5,100
	生活交通バス整備事業	7	11,000		11,000												11,000
社会福祉債	高齢者生活福祉センター整備事業	7	85,400		85,400												85,400
児童福祉債	保育所等整備事業	7	5,000		5,000												5,000
衛生債	地域医療支援対策事業	7	10,700		10,700												10,700
	エコグリーンセンター整備事業	7	346,500		346,500												346,500
	不燃物処理場整備事業	7	15,900		15,900												15,900
農業債	農道整備事業	7	13,000		13,000												13,000
	農地耕作条件改善事業	4	500		500					500							
	給水施設整備事業	6	6,500		6,500											6,500	
林業債	災害関連緊急治山事業	5	14,800		14,800						14,800			14,800			
	林業専用道開設事業	6	35,000		35,000											35,000	
商工債	地場産業振興センター改修事業	7	91,200		91,200												91,200
道路橋梁債	公共施設等適正管理推進事業	5	45,000		45,000						45,000		45,000				
	市道歌川試験場線側溝改良事業	7	26,100		26,100												26,100
	市村地区側溝改良事業	5	8,000		8,000						8,000			8,000			
	橋梁長寿命化事業	7・8	24,300		24,300											4,500	19,800
	通学路整備事業	7	181,400		181,400												181,400
	道路ストック総点検事業	1	2,000		2,000	2,000											
	落石対策事業	1	34,900		34,900	34,900											
河川債	河川浸透事業	5	10,000		10,000						10,000				10,000		
都市計画債	公園施設長寿命化事業	7	90,100		90,100												90,100
	東高浜市街地整備事業	7	18,700		18,700												18,700
	有福温泉街なみ整備事業	6	19,200		19,200											19,200	
	石見海浜公園整備事業	7	14,000		14,000												14,000
	防災集団移転促進事業	4	79,500		79,500					79,500							
	中央公園整備事業	7	7,300		7,300												7,300
消防債	防災施設整備事業	5	24,700		24,700						24,700	24,700					
	緊急自動車等更新事業	7	53,700		53,700												53,700
	消火栓整備事業	5	7,800		7,800						7,800	7,800					
	Jアラート整備事業	5	7,100		7,100						7,100	7,100					
小学校債	大規模改修事業	7	153,800		153,800												153,800
	学校建設事業	7	207,500		207,500												207,500
中学校債	大規模改修事業	7	21,900		21,900												21,900
教育債	学校給食費	7	15,300		15,300												15,300
社会教育債	コミュニティセンター管理事業	7	2,600		2,600												2,600
	社会体育施設整備事業	7	7,700		7,700												7,700
農林水産施設災害復旧債	現年発生農業用施設災害復旧事業	3		1,000	1,000			1,000									
現年発生林道災害復旧事業	現年発生林道災害復旧事業	3		2,800	2,800			2,800									
現年発生公共土木施設等災害復旧事業	現年発生公共土木施設等災害復旧事業	3		32,500	32,500			29,100	3,400								
市債・現年分合計			1,799,700	36,300	1,836,000	36,900		32,900	3,400	80,000	117,400	39,600	45,000	22,800	10,000	65,200	1,500,200

条 例 議 案 に つ い て

- 議案第 51 号 江津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 52 号 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 53 号 江津市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 54 号 江津市営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 55 号 江津市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び江津市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 51 号			
条 例 名	江津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	区分	一部改正
制定の理由	自治体情報システムの標準化に伴い、一元的に住登外者の登録・管理を行う「住登外者宛名番号管理機能」が共通機能として設けられることとなったことから、この機能を扱う事務について、個人番号の独自利用を行う事務等として条例に定める必要があると示されたため、条例の改正を行う。		
条例の内容	① 独自利用事務として、個人番号の利用範囲に住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加する。 ② 特定個人情報の庁内連携を行う事務又は同一地方公共団体の他機関への情報提供を行う事務として住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加する。		
施行期日	公布の日		
関連例規等			
備 考			

江津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年江津市条例第31号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）																								
（個人番号の利用範囲） 第4条 〔略〕 2・3 〔略〕 〔新設〕 4 〔略〕 別表第1（第4条関係） <table> <tr> <th>機関</th><th>事務</th></tr> <tr> <td>1 市長</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>2 市長</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>3 市長</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>4 市長</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>5 市長</td><td>〔略〕</td></tr> </table>	機関	事務	1 市長	〔略〕	2 市長	〔略〕	3 市長	〔略〕	4 市長	〔略〕	5 市長	〔略〕	（個人番号の利用範囲） 第4条 〔略〕 2・3 〔略〕 <u>4 市長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。</u> <u>5 〔略〕</u> 別表第1（第4条関係） <table> <tr> <th>機関</th><th>事務</th></tr> <tr> <td>1 市長</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>2 市長</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>3 市長</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>4 市長</td><td>〔略〕</td></tr> <tr> <td>5 市長</td><td>〔略〕</td></tr> </table>	機関	事務	1 市長	〔略〕	2 市長	〔略〕	3 市長	〔略〕	4 市長	〔略〕	5 市長	〔略〕
機関	事務																								
1 市長	〔略〕																								
2 市長	〔略〕																								
3 市長	〔略〕																								
4 市長	〔略〕																								
5 市長	〔略〕																								
機関	事務																								
1 市長	〔略〕																								
2 市長	〔略〕																								
3 市長	〔略〕																								
4 市長	〔略〕																								
5 市長	〔略〕																								

6	市長	〔略〕
7	市長	〔略〕

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	〔略〕	
2 市長	〔略〕	
3 市長	〔略〕	
4 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	・市税関係情報 ・障害児福祉手当等関係情報 ・母子父子家庭関係情報 ・未熟児養育医療関係情報 ・子ども子育て支援給付関係情報 ・障がい者関係情報 ・障害児通所支援関係情報 ・医療保険給付関係情報 ・福祉医療関係情報

6	市長	〔略〕
7	市長	〔略〕
8 市長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	
9 教育委員会	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	〔略〕	
2 市長	〔略〕	
3 市長	〔略〕	
4 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	・市税関係情報 ・障害児福祉手当等関係情報 ・母子父子家庭関係情報 ・未熟児養育医療関係情報 ・子ども子育て支援給付関係情報 ・障がい者関係情報 ・障害児通所支援関係情報 ・医療保険給付関係情報 ・福祉医療関係情報 ・<u>住登外者宛名情報</u>

5	市長	〔略〕	
6	市長	〔略〕	
7	市長	〔略〕	
8	市長	〔略〕	
9	市長	〔略〕	
10	市長	〔略〕	
11	市長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	・市税関係情報 ・障害児福祉手当等関係情報 ・生活保護関係情報 ・外国人生活保護関係情報 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付関係情報」という。） ・障がい者関係情報 ・自立支援給付関係情報 ・子ども子育て支援給付関係情報 ・<u>高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の</u>

5	市長	〔略〕	
6	市長	〔略〕	
7	市長	〔略〕	
8	市長	〔略〕	
9	市長	〔略〕	
10	市長	〔略〕	
11	市長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	・市税関係情報 ・障害児福祉手当等関係情報 ・生活保護関係情報 ・外国人生活保護関係情報 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付関係情報」という。） ・障がい者関係情報 ・自立支援給付関係情報 ・子ども子育て支援給付関係情報 ・<u>高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の</u>

		<u>支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「後期高齢者医療保険関係情報」という。）</u>
12 市長	〔略〕	
13 市長	〔略〕	
14 市長	江津市福祉医療費助成条例による福祉医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	・市税関係情報 ・生活保護関係情報 ・外国人生活保護関係情報 ・児童手当法による児童手当の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。） ・<u>児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）</u> ・母子父子家庭関係情報 ・障がい者関係情報 ・障害児通所支援関係情報 ・自立支援給付関係情報 ・介護保険関係情報 ・医療保険給付関係情報
15 市長	江津市子ども医療費	・市税関係情報

		<u>支給又は保険料の徴収に関する情報</u>
12 市長	〔略〕	
13 市長	〔略〕	
14 市長	江津市福祉医療費助成条例による福祉医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	・市税関係情報 ・生活保護関係情報 ・外国人生活保護関係情報 ・児童手当法による児童手当の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。） ・<u>児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報</u> ・母子父子家庭関係情報 ・障がい者関係情報 ・障害児通所支援関係情報 ・自立支援給付関係情報 ・介護保険関係情報 ・医療保険給付関係情報 ・<u>住登外者宛名情報</u>
15 市長	江津市子ども医療費	・市税関係情報

	助成条例による子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	・生活保護関係情報 ・外国人生活保護関係情報 ・未熟児養育医療関係情報 ・障害児通所支援関係情報 ・自立支援給付関係情報 ・国民健康保険関係情報 ・福祉医療関係情報
16 市長	江津市子育て支援に関する条例による第3子以降保育料軽減事務	・市税関係情報
17 市長	江津市特定教育・保育施設の実費徴収に係る補足給付費支給要綱による実費徴収に係る補足給付決定事務	・生活保護関係情報 ・外国人生活保護関係情報
18 市長	江津市病児・病後児保育事業実施要綱による病児・病後児保育事業に関する事務	・市税関係情報
19 市長	江津市家庭的保育事	・市税関係情報

	助成条例による子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	・生活保護関係情報 ・外国人生活保護関係情報 ・未熟児養育医療関係情報 ・障害児通所支援関係情報 ・自立支援給付関係情報 ・国民健康保険関係情報 ・福祉医療関係情報 ・<u>住登外者宛名情報</u>
16 市長	江津市子育て支援に関する条例による第3子以降保育料軽減事務	・市税関係情報 ・<u>住登外者宛名情報</u>
17 市長	江津市特定教育・保育施設の実費徴収に係る補足給付費支給要綱による実費徴収に係る補足給付決定事務	・生活保護関係情報 ・外国人生活保護関係情報 ・<u>住登外者宛名情報</u>
18 市長	江津市病児・病後児保育事業実施要綱による病児・病後児保育事業に関する事務	・市税関係情報 ・<u>住登外者宛名情報</u>
19 市長	江津市家庭的保育事	・市税関係情報

	業者等の認可等の手続に関する規則による家庭的保育事業認可に関する事務	・子ども子育て支援給付関係情報		業者等の認可等の手続に関する規則による家庭的保育事業認可に関する事務	・子ども子育て支援給付関係情報 ・ <u>住登外者宛名情報</u>
			20 市長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	・福祉医療関係情報 ・<u>江津市子ども医療費助成条例による子ども医療費助成に関する情報</u> ・<u>江津市子育て支援に関する条例による第3子以降保育料軽減情報</u> ・<u>江津市特定教育・保育施設の実費徴収に係る補足給付費支給要綱による実費徴収に係る補足給付決定情報</u> ・<u>江津市病児・病後児保育事業実施要綱による病児・病後児保育事業情報</u> ・<u>江津市家庭的保育事業者等の認可等の手続に関する規則による家庭的保育事業認可に関する情報</u> ・<u>生活保護法に準じて行う生活に</u>

別表第3（第5条関係）				困窮する外国人に対する保護の 決定及び実施、就労自立給付金若 しくは進学・就職準備給付金の支 給、保護に要する費用の返還又は 徴収金の徴収に関する情報			
別表第3（第5条関係）				別表第3（第5条関係）			
情報照会 機関	事務	情報提供機 関	特定個人情報	情報照会 機関	事務	情報提供機 関	特定個人情報
1 教育 委員会	〔略〕			1 教育 委員会	〔略〕		
				2 市長	住登外者宛名番号 管理機能による住 登外者の情報の管 理に関する事務で あつて規則で定め るもの	教育委員会	・住登外者宛名情報
				3 教育 委員会	住登外者宛名番号 管理機能による住 登外者の情報の管 理に関する事務で あつて規則で定め るもの	市長	・住登外者宛名情報

議案第 52 号			
条 例 名	地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例	区分	一部改正
制定の理由	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い所要の改正を行う。		
条例の内容	① 職員の育児休業等に関する条例及び江津市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 ・ 育児部分休業制度において1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択できる。 ・ 育児部分休業の取得可能時間帯（勤務時間の始め又は終わり）の撤廃。 ② 職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正 ・ 育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備。		
施行期日	令和7年10月1日		
関連例規等			
備 考			

職員の育児休業等に関する条例（平成22年江津市条例第21号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
（目的） 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項及び第2項</u>の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条～第20条 〔略〕 （部分休業をすることができない職員） 第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） 〔略〕 （2） 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。_____	（目的） 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに<u>第19条第1項から第3項まで及び第5項</u>の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条～第20条 〔略〕 （部分休業をすることができない職員） 第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） 〔略〕 （2） 勤務日の日数_____を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員_____を除く。<u>次条において同</u>

___)

(部分休業___の承認)

第22条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第3条の規定により割り振られた正規の勤務時間（非常勤職員（定年前提任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法第67条の規定による育児時間又は、職員の休日及び休暇に関する条例（昭和29年江津市条例第8号）第12条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業___の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業___の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

じ。)

(第1号部分休業の承認)

第22条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法第67条の規定による育児時間又は、職員の休日及び休暇に関する条例（昭和29年江津市条例第8号）第12条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

〔新設〕	<u>第22条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> <u>（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u> <u>（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u> <u>（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）</u>
〔新設〕	<u>第22条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）</u>
〔新設〕	<u>第22条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> <u>（1） 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> <u>（2） 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u>

〔新設〕 (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第23条 職員が_____部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与条例第18条の2第1項の規定にかかわらず、その勤務をしない1時間につき、同条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 2・3 〔略〕 <u>(部分休業の承認の取消事由)</u> 第24条 <u>第6条の規定は、部分休業について準用する。</u> _____ _____	<u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u> 第22条の5 <u>育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第23条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与条例第18条の2第1項の規定にかかわらず、その勤務をしない1時間につき、同条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 2・3 〔略〕 <u>(部分休業の承認の取消事由)</u> 第24条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>
---	---

職員の休日及び休暇に関する条例（昭和29年江津市条例第8号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
（介護休暇） 第12条 職員は、任命権者の承認を得て、要介護者（配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第12条の3第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、介護休暇を受けることができる。 2・3 〔略〕 第12条の2 〔略〕 〔新設〕	（介護休暇） 第12条 職員は、任命権者の承認を得て、要介護者（配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第12条の4第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、介護休暇を受けることができる。 2・3 〔略〕 第12条の2 〔略〕 <u>（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）</u> <u>第12条の3 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成22年江津市条例第21号）第25条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次</u>

号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 職員の育児休業等に関する条例第25条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければ

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第12条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2・3 〔略〕

(勤務環境の整備に関する措置)

第12条の4 〔略〕

ならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第12条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等 _____に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2・3 〔略〕

(勤務環境の整備に関する措置)

第12条の5 〔略〕

江津市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年江津市条例第371号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
（給与の減額） 第16条　〔略〕 2　職員及び定年前再任用短時間勤務職員が部分休業（当該職員及び定年前再任用短時間勤務職員がその3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員及び定年前再任用短時間勤務職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 3　〔略〕	（給与の減額） 第16条　〔略〕 2　職員及び定年前再任用短時間勤務職員が部分休業（当該職員及び定年前再任用短時間勤務職員（以下この項において「当該職員等」という。）がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員等が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員等が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 3　〔略〕

議案第 53 号			
条 例 名	江津市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	区分	一部改正
制定の理由	引用法令に一部改正があり号ずれが生じるため。		
条例の内容	○ 第13条中で引用している電気通信事業法「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。		
施行期日	電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日		
関連例規等			
備 考			

江津市印鑑登録及び証明に関する条例（昭和47年江津市条例第512号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
（印鑑登録証明書の交付申請） 第13条　〔略〕 2・3　〔略〕 4　前3項の規定にかかわらず、印鑑登録証明書の交付を受けようとする者は、自らの個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第2号ロ</u>に規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を利用して、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機であって、利用者が必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書を発行する機能を有するものをいう。）又は利用者操作用端末機（市長が設置する端末機であって、証明書の交付を申請する機能を有するものをいう。）を介して印鑑登録証明書の交付を市長に申請することができる。	（印鑑登録証明書の交付申請） 第13条　〔略〕 2・3　〔略〕 4　前3項の規定にかかわらず、印鑑登録証明書の交付を受けようとする者は、自らの個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第3号ロ</u>に規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を利用して、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機であって、利用者が必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書を発行する機能を有するものをいう。）又は利用者操作用端末機（市長が設置する端末機であって、証明書の交付を申請する機能を有するものをいう。）を介して印鑑登録証明書の交付を市長に申請することができる。

議案第 54 号			
条 例 名	江津市営住宅管理条例の一部を改正する条例	区分	一部改正
制定の理由	市営住宅の用途廃止に伴い所要の改正を行うもの。		
条例の内容	○ 江津市営住宅管理条例別表第1の小田団地及び渡団地の部を削除する。		
施行期日	公布の日		
関連例規等			
備 考			

江津市営住宅管理条例（平成9年江津市条例第31号）新旧対照表

改正前（旧）				改正後（新）			
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）			
団地名	建設年度	戸数	所在地	団地名	建設年度	戸数	所在地
浅利団地	昭和44年度	12	浅利町1960番地1	浅利団地	昭和44年度	12	浅利町1960番地1
浅利長者原団地	昭和45年度	4	浅利町179番地5	浅利長者原団地	昭和45年度	4	浅利町179番地5
〔略〕				〔略〕			
<u>小田団地</u>	<u>昭和47年度</u>	<u>14</u>	<u>桜江町小田116番地3</u>	〔削る〕			
<u>渡団地</u>	<u>昭和47年度</u>	<u>4</u>	<u>桜江町川越78番地2</u>	〔削る〕			
〔略〕				〔略〕			

議案第 55 号			
条 例 名	江津市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び江津市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	区分	一部改正
制定の理由	公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、同法施行令に準じて定める選挙運動の公費負担の額について、所要の改正を行う。		
条例の内容	① 江津市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正 ・1枚当たり「541円31銭」を「586円88銭」に改める。 ② 江津市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正 ・1枚当たり「7円73銭」を「8円38銭」に改める。		
施行期日	公布の日		
関連例規等			
備 考			

江津市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成9年江津市条例第28号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
（公費の支払） 第4条 江津市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に105,417円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。	（公費の支払） 第4条 江津市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に105,417円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

江津市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例（平成19年江津市条例第26号）新旧対照表

改正前（旧）	改正後（新）
（ビラの作成の公費負担額及び支払手続） 第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者（以下「契約業者」という。）に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合にあつては、<u>7円73銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該契約業者からの請求に基づき、当該契約業者に対し支払う。 （公費負担の限度額） 第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合にあつては、同号に定める枚数）を乗じて得た額とする。	（ビラの作成の公費負担額及び支払手続） 第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者（以下「契約業者」という。）に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合にあつては、<u>8円38銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該契約業者からの請求に基づき、当該契約業者に対し支払う。 （公費負担の限度額） 第5条 第2条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>8円38銭</u>にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合にあつては、同号に定める枚数）を乗じて得た額とする。

令和 7 年 度

9月補正予算

予算のあらまし 及び事業概要



令和7年度 江津市補正予算総括表

9月補正予算

単位:千円

会 計 別		補正前の額	補正額	補正後計	令和6年度 同期補正後 予算額	比較増減	増減率 (%)
一 般 会 計		19,144,063	174,136	19,318,199	18,149,161	1,169,038	6.4
特 別 会 計	国民健康保険事業	3,009,141	20,161	3,029,302	3,184,890	△ 155,588	△ 4.9
	国民健康保険診療所事業	1,547		1,547	1,627	△ 80	△ 4.9
	後期高齢者医療事業	866,523	6,904	873,427	880,511	△ 7,084	△ 0.8
	小 計	3,877,211	27,065	3,904,276	4,067,028	△ 162,752	△ 4.0
合 計		23,021,274	201,201	23,222,475	22,216,189	1,006,286	4.5

令和7年度 一般会計補正予算(第4号)総括表

9月補正予算

歳 入

単位:千円

款	補正前の額	補正額	補正後計	備 考
1. 市 税	2,824,141		2,824,141	
2. 地方譲与税	170,000		170,000	
3. 利子割交付金	2,000		2,000	
4. 配当割交付金	10,000		10,000	
5. 株式等譲渡所得割交付金	10,000		10,000	
6. 法人事業税交付金	45,000		45,000	
7. 地方消費税交付金	530,000		530,000	
8. 環境性能割交付金	9,000		9,000	
9. 地方特例交付金	13,500		13,500	
10. 地方交付税	6,280,000		6,280,000	
11. 交通安全対策特別交付金	2,000		2,000	
12. 分担金及び負担金	95,416	706	96,122	
13. 使用料及び手数料	206,023		206,023	
14. 国庫支出金	2,797,295	△ 7,144	2,790,151	
15. 県支出金	1,243,064	△ 918	1,242,146	
16. 財産収入	35,821		35,821	
17. 寄 付 金	613,351	6,140	619,491	
18. 繰 入 金	1,655,186	△ 492,021	1,163,165	
19. 繰 越 金	10,000	620,740	630,740	
20. 諸 収 入	756,266	9,433	765,699	
21. 市 債	1,836,000	37,200	1,873,200	
歳 入 合 計	19,144,063	174,136	19,318,199	

歳 出

単位:千円

款	補正前の額	補正額	補正後計	備 考
1. 議 会 費	137,585	1,971	139,556	
2. 総 務 費	3,289,307	132,334	3,421,641	
3. 民 生 費	5,834,290	△ 32,358	5,801,932	
4. 衛 生 費	1,767,919	△ 6,403	1,761,516	
5. 労 働 費	49,294		49,294	
6. 農林水産業費	717,009	4,090	721,099	
7. 商 工 費	366,534	△ 6,196	360,338	
8. 土 木 費	2,340,840	25,749	2,366,589	
9. 消 防 費	726,229		726,229	
10. 教 育 費	1,835,622	54,949	1,890,571	
11. 災害復旧費	51,950		51,950	
12. 公 債 費	2,017,484		2,017,484	
13. 予 備 費	10,000		10,000	
歳 出 合 計	19,144,063	174,136	19,318,199	

令和7年度 9月補正予算 歳入の概要

単位:千円

款	補正前	補正額	補正後	歳入の主なもの	
12 分担金及び負担金	95,416	706	96,122	農地費分担金	706
14 国庫支出金	2,797,295	△ 7,144	2,790,151	国民健康保険基盤安定負担金	△ 910 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 14,243
				社会保障・税番号制度システム整備費補助金	△ 7,549 新しい地方経済・生活環境創生交付金(地方創生推進タイプ) 5,000
				生活困窮者就労準備支援費等補助金	1,080 社会資本整備総合交付金 △ 19,800
				空き家対策総合支援事業補助金	500 中長期在留者住居地届出等事務委託交付金 292
15 県支出金	1,243,064	△ 918	1,242,146	国民健康保険基盤安定負担金	△ 7,756 県内高校卒業生還流促進事業補助金 △ 1,750
				保育対策総合支援事業費補助金	4,116 中山間地域等直接支払交付金 4,222
				老朽危険空き家除却支援事業補助金	250
17 寄付金	613,351	6,140	619,491	一般寄付金	600 まち・ひと・しごと創生寄付金 5,000
				教育振興事業寄付金	540
18 繰入金	1,655,186	△ 492,021	1,163,165	財政調整基金繰入金	△ 410,716 減債基金繰入金 △ 80,445
				元気！勇気！感動！ごうつふるさと基金繰入金	△ 1,000 教育振興基金繰入金 140
19 繰越金	10,000	620,740	630,740	前年度繰越金	620,740
20 諸収入	756,266	9,433	765,699	雇用保険料納付金	23 跨道橋点検助成金 1,640
				島根県土地改良事業団体連合補助金	302 道の駅トイレ管理負担金 240
				国庫支出金過年度収入	557 県支出金過年度収入 6,671
21 市債	1,836,000	37,200	1,873,200	保育所等整備事業	2,000 まち交公園整備事業 5,400
				学校建設事業	29,800
合 計		174,136			

令和7年度 9月補正予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳				
				国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事 業 概 要							
総務費								
地域振興費	231,737	1,400	233,137					1,400
地域コミュニティ活性化事業	地域コミュニティ実践事業交付金(独自事業)							
地域振興費	16,035	400	16,435					400
定住促進総合対策事業	女性の就業支援事業費補助金							
地域振興費	4,363	1,000	5,363					1,000
定住促進空き家活用事業	Uターン空き家修繕費補助金							
地域振興費	6,080	1,050	7,130					1,050
地域の活力創出事業	地域の担い手受入促進助成費 150千円、まち・ひとと結び事業費補助金 900千円							
総合市民センター費	40,544	5,850	46,394					5,850
総合市民センター費	外壁調査業務委託料							
諸費	500	82,106	82,606					82,106
国県補助金返還金	生活保護費国庫負担金、児童手当負担金、障がい者自立支援給付費国庫負担金外							
戸籍住民基本台帳費	1,343	3,387	4,730	287			14	3,086
戸籍住民基本台帳費	フロアマネージャー人件費等 3,086千円 中長期在留者居住地届出・住居地等記録端末備品購入費 287千円							
戸籍住民基本台帳費	20,195	△ 9,606	10,589	△ 7,549			9	△ 2,066
戸籍電算管理費	戸籍振り仮名業務人件費等 1,963千円、戸籍振り仮名業務委託料の減 △11,569千円							
民生費								
社会福祉総務費	305,896	△ 10,086	295,810	△ 910	△ 7,756			△ 1,420
国民健康保険事業特別会計繰出金	国民健康保険事業特別会計繰出金 △10,086千円							
社会福祉総務費	17,305	17,556	34,861	8,243				9,313
物価高騰対策費	障がい・介護・保育事業所物価高騰対応重点支援事業補助金							
老人医療費	520,464	△ 33,813	486,651					△ 33,813
後期高齢者医療事業特別会計繰出金	後期高齢者医療事業特別会計繰出金							
児童福祉総務費	29,367	6,174	35,541		4,116	2,000		58
保育対策総合支援事業	保育環境改善等事業補助金(LED補助)							

令和7年度 9月補正予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳					
				国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源	
事業名	事 業 概 要								
衛生費									
上水道施設費	166,476	1,800	168,276	1,000				800	
水道事業会計補助金	水道事業会計補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業)								
農林水産業費									
農業振興費	16,546	5,629	22,175		4,222			1,407	
中山間地域等直接支払事業	中山間地域等直接支払交付金								
農業振興費	9,243	1,706	10,949					1,706	
水田農業構造改革対策推進事業	江津市農業再生協議会補助金								
農地費	18,648	1,009	19,657				1,008	1	
農地費	大貫第二揚水ポンプ修繕工事費								
土地改良事業費	145,520	1,000	146,520	1,000					
下水道事業会計補助金	下水道事業会計補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業)								
土木費									
都市計画総務費	18,048	1,000	19,048	500	250			250	
空家対策事業	老朽危険空家除却支援事業補助金								
都市公園管理費	32,382	7,257	39,639			5,400		1,857	
都市公園改修整備事業	江津市民プール循環ろ過ポンプ修繕料 1,000千円、菰沢公園浄化槽ポンプ取替修繕料 467千円、公園施設新設改良工事費 5,400千円、実施設計業務委託料 390千円								
都市公園管理費	153,930	△ 7,257	146,673	△ 19,800				12,543	
公園施設長寿命化事業	都市公園改修整備事業へ事業費振替								
都市公園管理費		2,430	2,430					2,430	
国民スポーツ大会推進事業	国スポ競技会場設営計画作成業務委託料 2,000千円、準備委員会負担金等 430千円								
公共下水道事業費	254,480	4,000	258,480	2,000				2,000	
下水道事業会計補助金	下水道事業会計補助金(物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業)								
住宅管理費	185,948	16,340	202,288					16,340	
住宅改修整備事業	市営住宅空室修繕工事費								

令和7年度 9月補正予算 歳出の概要（事業別）

単位:千円

目	補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳				
				国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事 業 概 要							
費								
学校管理費	214,500	38,956	253,456			29,800		9,156
仮称西部統合小学校 建設事業	グラウンド整備設計業務委託料 11,151千円、仮称西部統合小学校現場技術支援業務 23,927千円、 支障物撤去手数料 2,878千円、仮移設用倉庫購入費 1,000千円							
社会教育活動費	122,539	6,000	128,539					6,000
放課後児童クラブ事業	津宮放課後児童クラブ仮移転先改良工事費							

目	補正前	補正額	補正後	補正額の財源内訳				
				国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
事業名	事業概要							
健康保険事業特別会計								
	3,009,141	20,161	3,029,302	100			9,691	10,370
国民健康保険事業特別会計	【歳入】国民健康保険料 △23,961千円、一般会計繰入金 △10,086千円 その他繰入金 42,445千円、前年度繰越金 1,972千円、諸収入 9,691千円、制度関係業務事業費補助金 100千円 【歳出】一般管理費 1,567千円、国民健康保険事業費等納付金 7,963千円、保険給付費等交付金償還金 10,631千円							
高齢者医療事業特別会計								
	866,523	6,904	873,427				△ 29,842	36,746
後期高齢者医療事業特別会計	【歳入】一般会計繰入金 △33,813千円、前年度繰越金 10,875千円、諸収入 29,842千円 【歳出】一般管理費 △3,971千円、後期高齢者医療広域連合納付金 10,875千円							

令和7年度 9月補正予算 市債の内訳

単位:千円

節名称	市債の内訳					予算額の内訳										
	説明名称	市債分類番号	補正前	補正額	補正後	1.公共事業等	3-1.災害復旧・単独	3-2.災害復旧・補助	4.一般補助施設整備等	5.一般単独 (5-3～6は内書き)					6.辺地対策	7.過疎対策
			現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)			
			現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)		
総務債	過疎対策事業(ソフト事業)	7	96,500		96,500											96,500
	地域コミュニティ交流センター整備事業	7	5,100		5,100											5,100
	生活交通バス整備事業	7	11,000		11,000											11,000
社会福祉債	高齢者生活福祉センター整備事業	7	85,400		85,400											85,400
児童福祉債	保育所等整備事業	7	5,000	2,000	7,000											7,000
衛生債	地域医療支援対策事業	7	10,700		10,700											10,700
	エコクリーンセンター整備事業	7	346,500		346,500											346,500
	不燃物処理場整備事業	7	15,900		15,900											15,900
農業債	農道整備事業	7	13,000		13,000											13,000
	農地耕作条件改善事業	4	500 (13,700)		500 (13,700)				500 (13,700)							
	給水施設整備事業	6	6,500		6,500										6,500	
	ライスセンター再編整備事業	7	(300,800)		(300,800)											(300,800)
林業債	災害関連緊急治山事業	5	14,800		14,800					14,800			14,800			
	林業専用道開設事業	6	35,000 (10,100)		35,000 (10,100)										35,000 (10,100)	
商工債	地場産業振興センター改修事業	7	91,200		91,200											91,200
	観光費	7	(2,800)		(2,800)											(2,800)
道路橋梁債	公共施設等適正管理推進事業	5	45,000		45,000					45,000		45,000				
	市道敦川試験場線側溝改良事業	7	26,100		26,100											26,100
	市村地区側溝改良事業	5	8,000		8,000					8,000			8,000			
	橋梁長寿命化事業	6・7	24,300 (4,600)		24,300 (4,600)										4,500	19,800 (4,600)
	通学路整備事業	7	181,400 (7,200)		181,400 (7,200)											181,400 (7,200)
	道路ストック総点検事業	1	2,000		2,000	2,000										
	落石対策事業	1	34,900		34,900	34,900										
	道路維持補修事業	7	(21,500)		(21,500)											(21,500)
	市道敦川試験場線側溝改良事業	7	(4,000)		(4,000)											(4,000)
河川債	河川浸漬事業	5	10,000		10,000					10,000				10,000		
都市計画債	公園施設長寿命化事業	7	90,100 (1,200)		90,100 (1,200)											90,100 (1,200)
	東高浜市街地整備事業	7	18,700		18,700											18,700
	有福温泉街なみ整備事業	6	19,200		19,200										19,200	
	石見海浜公園整備事業	7	14,000		14,000											14,000
	防災集団移転促進事業	4	79,500 (97,800)		79,500 (97,800)				79,500 (97,800)							
	中央公園整備事業	7	7,300		7,300											7,300
	まち交公園整備事業	7		5,400	5,400											5,400

令和7年度 9月補正予算 市債の内訳

単位:千円

節名称	市債の内訳					予算額の内訳										
	説明名称	市債 分類番 号	補正前	補正額	補正後	1.公共 事業等	3-1.災害 復旧・単 独	3-2.災害 復旧・補 助	4.一般補 助施設整 備等	5.一般単独 (5-3～6は内書き)					6.辺地 対策	7.過疎 対策
			現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)	現年分 (繰越分)				
	都市公園管理事業	7	(10,700)		(10,700)											(10,700)
	都市下水道管理費		(69,000)		(69,000)					(69,000)			(69,000)			
消防債	防災施設整備事業	5	24,700		24,700					24,700	24,700					
	緊急自動車等更新事業	7	53,700		53,700											53,700
	消火栓整備事業	5	7,800		7,800					7,800	7,800					
	Jアラート整備事業	5	7,100		7,100					7,100	7,100					
小学校債	大規模改修事業	7	153,800		153,800											153,800
	仮称西部統合小学校建設事業	7	207,500 (171,500)	29,800	237,300 (171,500)											237,300 (171,500)
中学校債	大規模改修事業	7	21,900		21,900											21,900
教育債	学校給食費	7	15,300		15,300											15,300
社会教育債	コミュニティセンター管理事業	7	2,600		2,600											2,600
	社会体育施設整備事業	7	7,700		7,700											7,700
臨時財政対策債	臨時財政対策債	13														
農林水産施設災害復旧費	現年発生林道災害復旧事業	3	1,000 (1,000)		1,000 (1,000)		1,000 (1,000)									
	現年発生農地災害復旧事業	3	2,800 (300)		2,800 (300)		2,800 (300)	(300)								
公共土木施設等災害復旧費	現年発生公共土木施設等災害復旧事業	3	32,500 (17,300)		32,500 (17,300)		29,100 (14,300)	3,400 (3,000)								
市債・現年分合計			1,836,000	37,200	1,873,200	36,900	32,900	3,400	80,000	117,400	39,600	45,000	22,800	10,000	65,200	1,537,400
市債・繰越分合計 () 書き			(733,500)		(733,500)		(15,300)	(3,300)	(111,500)	(69,000)			(69,000)		(10,100)	(524,300)
市債・現年分 繰越分 合計			2,569,500	37,200	2,606,700	36,900	48,200	6,700	191,500	186,400	39,600	45,000	91,800	10,000	75,300	2,061,700

令和7年度 江津市水道事業会計補正予算(第1号) 概要書

全員協議会 資料No.5
水道課

1. 収益の収入及び支出(税込)

単位:千円

区 分		既決予定額	補正予定額	計	備 考
収 益 的 収 入	営業収益	529,342	0	529,342	
	給水収益	527,429	0	527,429	
	その他営業収益	1,913	0	1,913	
	営業外収益	279,491	1,800	281,291	
	受取利息	27	0	27	
	分担金	6,600	0	6,600	
	他会計補助金	92,809	1,800	94,609	電気料金高騰対策補助金
	長期前受金戻入	163,295	0	163,295	
	退職給付引当金戻入益	7,280	0	7,280	
	賞与等引当金戻入益	4,103	0	4,103	
	貸倒引当金戻入益	75	0	75	
	雑収益	5,302	0	5,302	
	特別利益	0	0	0	
	収 入 合 計	808,833	1,800	810,633	
収 益 的 支 出	営業費用	722,420	1,527	723,947	
	職員給与費	51,524	1,473	52,997	給料 354 手当等 650 法定福利費 469
	受水費	213,074	0	213,074	
	修繕費	36,913	0	36,913	
	委託料	64,007	0	64,007	
	減価償却費	281,504	0	281,504	
	その他営業費用	75,398	54	75,452	退職手当組合負担金 53 厚生費 1
	営業外費用	46,523	0	46,523	
	支払利息	41,491	0	41,491	
	その他営業外費用	5,032	0	5,032	
	特別損失	1	0	1	
	予備費	2,500	0	2,500	
	支 出 合 計	771,444	1,527	772,971	
	収 益 的 収 支 差 引	37,389	273	37,662	
損益計算 (税抜)	経 常 損 益	27,565	284	27,849	予定損益計算書より
	当 年 度 純 損 益	27,564	284	27,848	

2. 資本の収入及び支出（税込）

単位:千円

区 分		既決予定額	補正予定額	計	備 考
資本の収入	国庫補助金	14,000	0	14,000	
	他会計補助金	73,667	0	73,667	
	他会計負担金	6,160	0	6,160	
	工事負担金	77,850	0	77,850	
	企業債	183,400	0	183,400	
	収入合計	355,077	0	355,077	
資本の支出	建設改良費	342,271	129	342,400	
	原水及び浄水施設整備費	0	0	0	
	送配水施設整備費	308,219	0	308,219	
	営業設備費	355	0	355	
	資本勘定職員給与費	33,697	129	33,826	手当等 19 法定福利費 110
	災害復旧事業費	100	0	100	
	企業債償還金	237,067	0	237,067	
	予備費	1,500	0	1,500	
	支出合計	580,938	129	581,067	
資本の収支差引		△ 225,861	△ 129	△ 225,990	
補てん財源使用額	当年度分消費税及び地方消費税資本の収支調整額	19,147	0	19,147	
	過年度分損益勘定留保資金	206,714	129	206,843	
	当年度分損益勘定留保資金				
	繰越利益剰余金	—	—	—	

令和7年度 江津市下水道事業会計補正予算(第1号)概要書

全員協議会 資料No. 5-3
R7.8.25 下水道課

1. 収益の収入及び支出(税込)

(単位:千円)

区 分・科 目		既決予定額	補正予定額	計	備 考
収 入	1. 営業収益	159,719	0	159,719	
	2. 営業外収益	725,506	5,000	730,506	
	他会計補助金	169,821	5,000	174,821	電気料金高騰対策補助金
	3. 特別利益	8	0	8	
収 入 合 計		885,233	5,000	890,233	
支 出	1. 営業費用	816,743	360	817,103	
	職員給与費	34,205	360	34,565	手当等 51 法定福利費 309
	2. 営業外費用	69,785	0	69,785	
	3. 特別損失	0	0	0	
	4. 予備費	1,300	0	1,300	
支 出 合 計		887,828	360	888,188	
収益の収支差引 (税込)		△ 2,595	4,640	2,045	
経常利益 (△損失) (税抜)		11,552	4,640	16,192	
純利益 (△損失) (税抜)		11,560	4,640	16,200	

2. 資本の収入及び支出(税込)

(単位:千円)

区 分・科 目		既決予定額	補正予定額	計	備 考
収 入	1. 国庫補助金	156,150	0	156,150	
	2. 工事負担金	58,541	0	58,541	
	3. 他会計補助金	230,179	0	230,179	
	4. 企業債	310,600	0	310,600	
	5. 他会計負担金	13,667	0	13,667	
収 入 合 計		769,137	0	769,137	
支 出	1. 建設改良費	481,437	231	481,668	
	(1)公共下水道施設整備費	423,033	0	423,033	
	(2)集落排水施設整備費	38,500	0	38,500	
	(3)資本勘定職員給与費	19,904	231	20,135	給料 △37 手当等 154 法定福利費 114
	2. 企業債償還金	331,006	0	331,006	
支 出 合 計	3. 予備費	500	0	500	
	支 出 合 計	812,943	231	813,174	
資本の収支差引		△ 43,806	△ 231	△ 44,037	
補填財源使用額	当年度分消費税及び地方消費税資本の収支調整額	42,016	△ 8	42,008	
	当年度分及び過年度分損益勘定留保資金	1,790	239	2,029	
	繰越利益剰余金	-	-	-	

物価高騰対策費について

1. 事業の目的

エネルギー価格をはじめとした物価高騰の影響を受けている事業者等に対し、負担軽減を図ることで事業継続の下支えを行う。

2. 事業の内容

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（追加配分）の【推奨事業メニュー】として下記の事業を実施する。

- （１）障がい・介護・保育事業所物価高騰対応重点支援事業補助金（第２回）
- （２）水道事業会計補助金
- （３）下水道事業会計補助金
- （４）ライスセンター利用助成事業 ※財源充当のみ（歳出：６月補正にて措置済）

3. 事業の効果と目標

電気料等の価格高騰分の負担を支援し、安定したサービスの提供と事業継続を図る。

4. 事業費

- （１）障がい・介護・保育事業所物価高騰対応重点支援事業補助金 17,556 千円
- （２）水道事業会計補助金 1,800 千円
- （３）下水道事業会計補助金（農集：1,000 千円 公共：4,000 千円） 5,000 千円
- （４）ライスセンター利用助成事業 3,520 千円（６月）

5. 予算額（補正額）

上記合計 24,356 千円（ライスセンター利用助成含む 27,876 千円）

うち 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 14,243 千円

仮称西部統合小学校建設事業について (仮称西部統合小学校現場技術支援業務等)

1. 事業の目的

「第2次学校整備再編基本計画」に基づき、津宮小学校及び川波小学校の統合を行い、令和10年度の開校を目指している。この建設事業を着実に進めることを目的とする。

2. 事業の内容

- (1) 仮称西部統合小学校現場技術支援業務
- (2) グラウンド整備設計業務
- (3) 造成工事に伴う支障物撤去及び仮設倉庫の設置

3. 事業の効果と目標

- (1) 民間の管理技術者への委託により、工事等において積算や現場管理などを行い、対象工事等ごとにスケジュールどおりの進捗を図る。
- (2) グラウンドの整備設計を早めに行い、掘削や盛土に必要な事業全体の土の量を計算して、工事のコストやスケジュールを正確に把握する。
- (3) 造成工事の支障となる倉庫について工事開始までに代替倉庫の設置を行う。

4. 事業費及び予算額 38,956千円

- ・ 小学校現場技術支援業務委託料 23,927 千円
- ・ グラウンド整備設計業務委託料 11,151 千円
- ・ 支障物撤去手数料 2,878 千円
- ・ 仮移設用倉庫購入費 1,000 千円

【財源内訳】

市	債	29,800千円	(過疎債)
一般財源		9,156千円	

令和6年度 江津市歳入歳出決算状況

全員協議会 資料 No.8 - 1
R7.8.25 会計課

(単位:円)

区分		予算額	決算額			翌年度に繰り 越すべき財源	実質収支額
			歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引額		
一般会計 ①		19,924,519,635	18,806,993,513	18,026,888,009	780,105,504	149,364,854	630,740,650
特別会計	国民健康保険事業	3,084,528,000	2,941,152,528	2,938,179,667	2,972,861	0	2,972,861
	国民健康保険診療所事業	1,627,000	1,313,844	1,310,219	3,625	0	3,625
	後期高齢者医療事業	871,350,000	866,317,377	855,441,907	10,875,470	0	10,875,470
	小 計 ②	3,957,505,000	3,808,783,749	3,794,931,793	13,851,956	0	13,851,956
合 計 ①+②		23,882,024,635	22,615,777,262	21,821,819,802	793,957,460	149,364,854	644,592,606

- 一般会計の予算額 19,924,519,635円は、6年度予算額 18,754,571,000円に前年度繰越額 1,169,948,635円を加算したもの。
- 翌年度に繰り越すべき財源は、一般会計繰越明許費繰越額 149,364,854円である。

令和6年度 江津市水道事業会計決算の概要

全員協議会 資料No.8

R7. 8 25 水道課

1. 経営成績／損益計算(税抜)

			令和6年度 決 算	令和5年度 決 算	対前年度比	
					増 減 額 等	増 減 率
1	営業収益	①	496,381,253 円	496,847,523 円	▲ 466,270 円	▲ 0.09 %
2	うち	給水収益	495,222,730 円	494,310,830 円	911,900 円	0.18 %
3	営業費用	②	687,164,213 円	706,667,972 円	▲ 19,503,759 円	▲ 2.76 %
4	うち	減価償却費	304,190,540 円	309,428,293 円	▲ 5,237,753 円	▲ 1.69 %
5	うち	受水費	198,156,203 円	199,292,542 円	▲ 1,136,339 円	▲ 0.57 %
6	営業損益	③=①-②	▲ 190,782,960 円	▲ 209,820,449 円	19,037,489 円	—
7	営業収支比率	①÷②×100	72.24 %	70.31 %	1.93	—
8	営業外収益	④	292,165,557 円	318,076,447 円	▲ 25,910,890 円	▲ 8.15 %
9	うち	一般会計からの補助金	97,522,000 円	107,992,044 円	▲ 10,470,044 円	▲ 9.70 %
10	うち	長期前受金戻入	171,388,870 円	185,156,415 円	▲ 13,767,545 円	▲ 7.44 %
11	営業外費用	⑤	48,433,025 円	50,523,563 円	▲ 2,090,538 円	▲ 4.14 %
12	うち	支払利息	42,833,357 円	45,175,879 円	▲ 2,342,522 円	▲ 5.19 %
13	営業外損益	⑥=④-⑤	243,732,532 円	267,552,884 円	▲ 23,820,352 円	—
14	営業外収支比率	④÷⑤×100	603.24 %	629.56 %	▲ 26.32	—
15	経常収益	⑦=①+④	788,546,810 円	814,923,970 円	▲ 26,377,160 円	▲ 3.24 %
16	経常費用	⑧=②+⑤	735,597,238 円	757,191,535 円	▲ 21,594,297 円	▲ 2.85 %
17	経常損益	⑨=⑦-⑧	52,949,572 円	57,732,435 円	▲ 4,782,863 円	—
18	経常収支比率	⑦÷⑧×100	107.20 %	107.62 %	▲ 0.42	—
19	特別利益	⑩	0 円	0 円	0 円	—
20	特別損失	⑪	0 円	0 円	0 円	—
21	総収益	⑫=⑦+⑩	788,546,810 円	814,923,970 円	▲ 26,377,160 円	▲ 3.24 %
22	総費用	⑬=⑧+⑪	735,597,238 円	757,191,535 円	▲ 21,594,297 円	▲ 2.85 %
23	当年度純損益	⑭=⑫-⑬	52,949,572 円	57,732,435 円	▲ 4,782,863 円	—
24	総収支比率	⑫÷⑬×100	107.20 %	107.62 %	▲ 0.42	—
25	前年度繰越利益剰余金	⑮	806,863,737 円	749,131,302 円	57,732,435 円	7.71 %
26	当年度未処分利益剰余金	⑯=⑭+⑮	859,813,309 円	806,863,737 円	52,949,572 円	6.56 %
27	利益剰余金予定処分額	⑰	0 円	0 円	0 円	—
28	翌年度への繰越利益剰余金	⑱=⑯-⑰	859,813,309 円	806,863,737 円	52,949,572 円	6.56 %

2. 業務量・経営費・資金収支等

		令和6年度 決 算	令和5年度 決 算	対前年度比	
				増 減 額 等	増 減 率
29	年度末行政区域内人口 A	20,977 人	21,464 人	▲ 487 人	▲ 2.27 %
30	年度末給水人口(推計) B	19,885 人	20,290 人	▲ 405 人	▲ 2.00 %
31	普 及 率 B/A×100	94.79 %	94.53 %	0.26	—
32	年間総配水量 C	2,439,332 m³	2,500,771 m³	▲ 61,439 m³	▲ 2.46 %
33	年間総有収水量 D	2,070,674 m³	2,069,137 m³	1,537 m³	0.07 %
34	有 収 率 D/C×100	84.89 %	82.74 %	2.15	—
35	年間総配水量【再掲】 C	2,439,332 m³	2,500,771 m³	▲ 61,439 m³	▲ 2.46 %
36	年間総有効水量(※注) E	2,080,520 m³	2,074,080 m³	6,440 m³	0.31 %
37	有 効 率 E/C×100	85.29 %	82.94 %	2.35	—
38	給水収益【再掲】 F	495,222,730 円	494,310,830 円	911,900 円	0.18 %
39	年間総有収水量【再掲】 D	2,070,674 m³	2,069,137 m³	1,537 m³	0.07 %
40	供給単価(税抜き) F/D=G	239.16 円/m³	238.90 円/m³	0.26 円/m³	0.11 %
41	経常費用【再掲】 H	735,597,238 円	757,191,535 円	▲ 21,594,297 円	▲ 2.85 %
42	経常費用のうち長期前受 金戻入見合いの額 I	171,388,870 円	185,156,415 円	▲ 13,767,545 円	▲ 7.44 %
43	給水原価計算上の 経常費用 H-I=J	564,208,368 円	572,035,120 円	▲ 7,826,752 円	▲ 1.37 %
44	年間総有収水量【再掲】 D	2,070,674 m³	2,069,137 m³	1,537 m³	0.07 %
45	給水原価(税抜き) J/D=K	272.48 円/m³	276.46 円/m³	▲ 3.98 円/m³	▲ 1.44 %
46	料金回収率 G/K×100	87.77 %	86.41 %	1.36	—
47	業務活動に係る資金増減額 L	205,435,293 円	188,926,380 円	—	—
48	投資活動に係る資金増減額 M	▲ 204,625,237 円	▲ 105,479,442 円	—	—
49	財務活動に係る資金増減額 N	▲ 133,222,041 円	▲ 58,695,469 円	—	—
50	当年度資金増減額 L+M+N=O	▲ 132,411,985 円	24,751,469 円	—	—
51	前年度末現金預金残高 P	556,793,384 円	532,041,915 円	—	—
52	当年度末現金・預金残高 O+P	424,381,399 円	556,793,384 円	▲ 132,411,985 円	▲ 23.78 %
53	当年度新規借入額 Q	98,800,000 円	166,900,000 円	▲ 68,100,000 円	▲ 40.80 %
54	当年度元金償還額 R	232,022,041 円	225,595,469 円	6,426,572 円	2.85 %
55	当年度増減額 Q-R=S	▲ 133,222,041 円	▲ 58,695,469 円	—	—
56	前年度末企業債残高 T	2,807,068,541 円	2,865,764,010 円	—	—
57	当年度末企業債残高 S+T	2,673,846,500 円	2,807,068,541 円	▲ 133,222,041 円	▲ 4.75 %

(※注) 有効水量＝有収水量＋有効無収水量

■ 供給単価(円/m³)＝給水収益(円)÷年間有収水量(m³)

■ 給水原価(円/m³)＝(経常費用－受託工事費等－長期前受金戻入見合いの額)÷年間有収水量(m³)

令和6年度 江津市下水道事業会計決算の概要

全員協議会 資料No. 8-3
R7.8.25 下水道課

1. 経営成績／損益計算(税抜)

		令和6年度 決 算	令和5年度 決 算	対前年度比	
				増減額等	増減率
1	1. 営業収益 ①	146,396,682 円	145,905,291 円	491,391 円	0.34 %
2	うち 下水道使用料	146,171,882 円	145,863,191 円	308,691 円	0.21 %
3	2. 営業費用 ②	736,377,129 円	738,834,566 円	△ 2,457,437 円	△ 0.33 %
4	うち 施設管理費	237,017,557 円	231,223,952 円	5,793,605 円	2.51 %
5	減価償却費	453,495,369 円	439,834,954 円	13,660,415 円	3.11 %
6	営業損益 ③=①-②	△ 589,980,447 円	△ 592,929,275 円	2,948,828 円	—
7	営業収支比率 ①÷②×100	19.88 %	19.75 %	0.13	—
8	3. 営業外収益 ④	733,624,066 円	712,737,115 円	20,886,951 円	2.93 %
9	うち 他会計補助金	161,004,050 円	153,346,545 円	7,657,505 円	4.99 %
10	長期前受金戻入	450,639,259 円	470,708,716 円	△ 20,069,457 円	△ 4.26 %
11	4. 営業外費用 ⑤	92,482,056 円	90,710,129 円	1,771,927 円	1.95 %
12	うち 支払利息	69,900,965 円	71,526,573 円	△ 1,625,608 円	△ 2.27 %
13	営業外損益 ⑥=④-⑤	641,142,010 円	622,026,986 円	19,115,024 円	—
14	営業外収支比率 ④÷⑤×100	793.26 %	785.73 %	7.53	—
15	経常収益 ⑦=①+④	880,020,748 円	858,642,406 円	21,378,342 円	2.49 %
16	経常費用 ⑧=②+⑤	828,859,185 円	829,544,695 円	△ 685,510 円	△ 0.08 %
17	経常損益 ⑨=⑦-⑧	51,161,563 円	29,097,711 円	22,063,852 円	—
18	経常収支比率 ⑦÷⑧×100	106.17 %	103.51 %	2.66	—
19	5. 特別利益 ⑩	302,740 円	3,128,360 円	△ 2,825,620 円	△ 90.32 %
20	6. 特別損失 ⑪	282,138 円	11,730,100 円	△ 11,447,962 円	△ 97.59 %
21	総収益 ⑫=⑦+⑩	880,323,488 円	861,770,766 円	18,552,722 円	2.15 %
22	総費用 ⑬=⑧+⑪	829,141,323 円	841,274,795 円	△ 12,133,472 円	△ 1.44 %
23	当年度純損益 ⑭=⑫-⑬	51,182,165 円	20,495,971 円	30,686,194 円	—
24	総収支比率 ⑫÷⑬×100	106.17 %	102.44 %	3.74	—
25	前年度繰越利益剰余金 ⑮	20,495,971 円	0 円	20,495,971 円	100.00 %
26	当年度未処分利益剰余金 ⑯=⑭+⑮	71,678,136 円	20,495,971 円	51,182,165 円	249.72 %
27	利益剰余金予定処分額 ⑰	0 円	0 円	0 円	— %
28	翌年度への繰越利益剰余金 ⑱=⑯-⑰	71,678,136 円	20,495,971 円	51,182,165 円	249.72 %

2. 業務量・経営費・資金収支等

		令和6年度 決 算	令和5年度 決 算	対前年度比	
				増減額等	増減率
29	年度末行政区域内人口 A	20,977 人	21,464 人	△ 487 人	△ 2.27 %
30	年度末処理区域内人口 B	8,790 人	8,519 人	271 人	3.18 %
31	普 及 率 $B/A \times 100$	41.90 %	39.69 %	2.21	—
32	年間総処理水量 C	742,922 m ³	747,424 m ³	△ 4,502 m ³	△ 0.60 %
33	年間総有収水量 D	702,857 m ³	709,018 m ³	△ 6,161 m ³	△ 0.87 %
34	有 収 率 $D/C \times 100$	94.61 %	94.86 %	△ 0.25	—
35	下水道使用料+MICS負担金 E	231,030,082 円	223,955,721 円	7,074,361 円	3.16 %
36	污水处理費(維持管理費) F	274,425,912 円	262,874,421 円	11,551,491 円	4.39 %
37	経 費 回 収 率 $E/F \times 100$	84.19 %	85.19 %	△ 1.01	—
38	業務活動に係る資金増減額 G	127,560,491 円	142,398 円	—	—
39	投資活動に係る資金増減額 H	△ 44,231,688 円	△ 81,619,812 円	—	—
40	財務活動に係る資金増減額 I	△ 95,407,589 円	85,457,185 円	—	—
41	当年度資金増減額 $G+H+I=J$	△ 12,078,786 円	3,979,771 円	—	—
42	前年度末現金預金残高 K	442,580,812 円	438,601,041 円	—	—
43	当年度末現金預金残高 $J+K$	430,502,026 円	442,580,812 円	△ 12,078,786 円	△ 2.73 %
44	当年度新規借入額 L	245,900,000 円	376,100,000 円	△ 130,200,000 円	△ 34.62 %
45	当年度元金償還額 M	312,710,519 円	319,239,885 円	△ 6,529,366 円	△ 2.05 %
46	当年度増減額 $L-M=N$	△ 66,810,519 円	56,860,115 円	△ 123,670,634 円	—
47	前年度末企業債残高 O	6,313,601,541 円	6,256,741,426 円	56,860,115 円	0.91 %
48	当年度末企業債残高 $N+O$	6,246,791,022 円	6,313,601,541 円	△ 73,339,885 円	△ 1.06 %

令和6年度江津市健全化判断比率等報告書

1 財政健全化法の概要について

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、これにより地方公共団体は、毎年度、前年度決算に基づく「健全化判断比率」及び「資金不足比率」を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、かつ公表することが義務付けられました。

地方公共団体は、「健全化判断比率」又は「資金不足比率」が、早期（経営）健全化基準以上 又は 財政再生基準以上 になった場合は、それぞれ計画を策定し、財政（経営）健全化を図ることになります。

2 健全化判断比率について（4指標）

令和6年度決算に基づき健全化判断比率を算定したところ、下表のとおり、いずれの指標についても早期健全化基準を下回りました。

	健全化判断比率 (昨年度数値)	早期健全化 基準	財政再生 基準
(1) 実質赤字比率	— (—)	13.52 %	20.00 %
(2) 連結実質赤字比率	— (—)	18.52 %	30.00 %
(3) 実質公債費比率	9.7 % (10.8 %)	25.00 %	35.00 %
(4) 将来負担比率	47.5 % (53.6 %)	350.00 %	

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（人口、面積等から算出する当該団体の標準的な一般財源の規模）に対する比率であり、これが生じた場合は赤字の早期解消を図る必要があります。

$$\text{◆実質赤字比率} = \frac{\text{実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(2) 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全会計を対象にした実質赤字額（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合は赤字の早期解消を図る必要があります。

$$\text{◆連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率であり、18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の地方債発行が制限されます。

$$\text{◆実質公債費比率 (3カ年平均)} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金+準元利償還金)} \\ - \text{(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模} \\ - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \end{array}}$$

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標です。

$$\text{◆将来負担比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{将来負担額-(充当可能基金額+特定財源見込額)} \\ + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模} \\ - \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額} \end{array}}$$

3 各公営企業の資金不足比率について

資金不足比率については、令和年6度決算において資金不足を生じた公営企業はないため、該当はありません。

資金不足比率は、各公営企業の資金不足額の事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画を定めなければなりません。
(千円)

	事業規模	資金不足額	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業	496,382	—	—	20%
下水道事業	146,397	—	—	

$$\text{◆資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$